

問題1 神奈川県にあるA市の水道局のX部長は、アメリカにある大学BのY教授と共同で、下水道から有害な重金属を除去するための試験を実施するため、来月、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ2セットを大学Bの研究所に輸出する予定である。この場合、A市は、地方公共団体なので、輸出許可の取得は不要である。

問題2 東京にある貿易会社Aの海外営業部のX課長は、ソウルにあるITメーカーBより、スマートフォン用の電子部品 α の注文を受けた。X課長は、直ぐに電子部品 α を製造している大阪の電子部品メーカーCに発注し、該非判定書を入手したところ、「電子部品 α は、輸出令別表第1の1から15の項には該当しないが、16の項に該当する。」と記載されていた。この場合、貿易会社Aは、当該電子部品 α を輸出する際、輸出許可を取得する必要がある。

問題3 京都にあるA大学のX教授は、先月、ベルリンにある書店で、次世代半導体製造技術に関する研究論文が掲載されたドイツ語の雑誌を購入した。X教授は、当該雑誌を読み終えたので、アメリカの大学院に留学中の長男Yに国際郵便で日本から送る予定にしている。この場合、仮に当該雑誌に外為令別表の7の項に該当する技術が記載されていたとしても、この技術情報は、「公知の技術」にあたるので、X教授は、役務取引許可を取得することは不要である。

問題4 横浜にある工作機械メーカーA(以下「メーカーA」という。)は、リスト規制に該当する貨物や技術をいくつか取り扱っていることから、輸出管理内部規程に基づき社内の管理を実施している。メーカーAでは、今年8月にシンガポールに販売子会社Bを設立したが、販売子会社Bの実状から判断して、リスト規制該当貨物や技術があることから、輸出管理の指導やサポートを行っている。メーカーAの対応は、適切である。

問題 5 大阪のメーカーAのX営業課長は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業B（懸念区分は、核）から、リスト規制に該当しない周波数変換器（大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核兵器）10台の引き合いを受けた。X営業課長は、当該周波数変換器を何に使用するのか企業Bの担当者に用途を尋ねたところ、「企業秘密で話せない。あまり細かなことをきくのであれば、ドイツや韓国のメーカーに発注する。」と言われたので、それ以上質問はできなかった。仮にメーカーAが、企業Bから受注し輸出する場合、輸出許可の取得は不要である。

問題 6 中華人民共和国は、輸出令別表第3の地域（ホワイト国）ではないが、大韓民国は、輸出令別表第3の地域（ホワイト国）である。

問題 7 国際輸出管理レジームの一つであるオーストラリア・グループは、イラン・イラク戦争における化学兵器の使用を契機として発足した。

問題 8 横浜のソフト開発メーカーAの技術課長Xは、注文を受けたソフトウェアαが、リスト規制に該当し、役務取引許可が必要な技術であったにもかかわらず、許可を得ないで、ニューヨークにある子会社Bにソフトウェアαを提供した。この場合、技術課長Xは、外為法の規制を知らなかったので、ソフト開発メーカーAは、外為法違反に問われることはない。

問題 9 外為法第25条第1項も外為法第48条第1項も、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める」という規定で始まっているが、前者の場合の政令は、外国為替令を指し、後者の場合は、輸出貿易管理令を指す。

問題 10 横須賀にある米軍基地内の娯楽施設に液晶テレビ5台を納品することは、「輸出」にあたらぬ。

問題 11 輸出令別表第1及び外為令別表の2の項は、MTCRに基づく規制である。

問題 12 大阪にある測定装置メーカーAは、1年前に輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置1台をタイにある日系の自動車部品メーカーBに輸出許可を取得して輸出したが、落雷で故障したため、近日中に日本に戻し、修理する予定である。修理後、貨物の仕様に変更がなければ、タイに戻す際、メーカーAは、再度、輸出許可を取得する必要はない。

問題 13 関西にある民放のテレビ局Aの記者Xは、撮影スタッフ2名とともに国連武器禁輸国であるソマリアにある難民キャンプを取材するために、リスト規制に該当しないテレビカメラ、録音機器、照明機材を日本から現地に持ち込む予定である。この場合、経済産業大臣によるインフォームがない限り、キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。

問題 14 東京にある素材メーカーAは、家電の部品製造用に輸出令別表第1の15の項に該当する電波吸収材（価額4万円）をシンガポールにある日系の家電メーカーBに輸出する場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 15 福岡の部品加工メーカーAは、韓国のメーカーBから部品加工の引き合いを受けたが、引き合いを受けた部品が、陸上自衛隊に納品している砲弾の部品と形状や材質がよく似ていることから、まず、経済産業省の安全保障貿易審査課に相談することにした。メーカーAの対応は適切である。

問題 16 東京にある通信メーカーAは、リビアにある貿易会社Bに輸出令別表第1の9の項に該当する通信装置を輸出する場合、一般包括輸出許可を取得していれば、一般包括輸出許可を適用して、輸出することができる。

問題 17 外為令別表の12の項の中欄に掲げる技術とは、外為令別表の12の項に該当する技術という意味である。

問題 18 大阪のA大学は、リスト規制に該当する技術や機材を多く扱っていることから、輸出管理内部規程と細則を整備し、近日中に経済産業省に届け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。

問題 19 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料の保存期間は、輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出の場合、輸出時から少なくとも、7 年間である。

問題 20 取引審査とは、該非判定や顧客審査、当該取引の用途等を総合的に考慮することをいい、平成 6 年の大臣通達では、企業の場合は、管理職である課長以上のものが、取引審査の最終判断権者であることが望ましいと規定されている。

問題 21 横浜の大学 A では、不正な輸出等がなされないように万全を期すため、輸出管理内部規程の履行の一環として監査を定期的に行い、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないかを十分チェックすることとしている。

問題 22 大阪の貿易会社 A は、リスト規制に該当しない高級腕時計、宝石、金製品を取扱い、毎日のように世界各地と輸出入を行っているが、高級腕時計、宝石、金製品は、大量破壊兵器にも通常兵器にも関係しないので、貿易会社 A は、外為法第 55 条の 10 第 1 項の輸出を「業として行う者」に、あたらない。

問題 23 一般包括輸出許可の申請先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。

問題 24 東京にある電子部品のネット通販会社 A では、外国にある企業との取引が多いことから、数年前から輸出管理内部規程を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされているかを輸出管理統括部署が確認できるようにしている。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理内部規程を見直すようにしている。ネット通販会社 A の対応は適切である。

問題 25 一般包括輸出許可を適用して、輸出令別表第 1 の 6 の項（2）に該当する工作機械 30 台をイギリスに輸出し、現地の子会社でストック販売する場合、需要者として予定される者等について確認を行い、かつ、一般包括輸出許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

平成23年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第20回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。